

大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり新基本方針 骨子（案）

1 はじめに（大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針見直しの背景）

- ・区は、令和6（2024）年3月に新たな「大田区基本構想」を策定し、新たな将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」と定めた。
- ・また令和7（2025）年3月には新たな「大田区基本計画」を策定した。
- ・上位計画である「大田区基本構想」及び「大田区基本計画（※1）」の策定に伴い、現行の「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」の考え方を踏襲（※2）して、新たな「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定する。

※1 「大田区基本計画」（R7（2025））

- ・3つのビジョン
 1. 「心豊かに日々の生活を送れるまち」
 2. 「機能的な都市づくりが進むまち」
 3. 「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」
- ・4つの基本目標
 1. 「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」
 2. 「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」
 3. 「豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち」
 4. 「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」
- ・28の施策

基本目標2. 「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の「人や地域とのつながりでお互いに支え合う体制づくり」（施策2-4）の中で、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」（施策の方向性3）が位置付けられた。

※2 現行の「ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針」（H23（2011））の考え方の踏襲

- ・基本方針は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく上で、区の各計画や事業等の基本的な考え方や方向性を示す指針となるものであると同時に、区民・事業者・地域団体・区（行政）が協働して取組む指針でもある。
- ・基本方針には、「将来のまちの姿」「ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方」「評価の方法」「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の仕組み」などを記載する。

※新基本方針には、アクションプラン項目・施策は記載しない

- ・区の事業の具体的な方向性は「アクションプラン」で検討し策定する。

2 骨子の構成について

第1章 将来のまちの姿（ユニバーサルデザインのまちづくりの理念、目標像）

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりとして、社会的障壁（バリア）を取り除き、誰もが互いを尊重し、共に支え合い、生き生きとした人生を享受できるようにする必要がある。
- ・大田区では、大田区基本構想で掲げる『心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区』の実現を目指している。
- ・また、大田区基本計画では、「障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育にも取り組み、心のバリアフリーの理念の普及啓発と区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。」と規定している。
- ・上記を踏まえ、大田区におけるユニバーサルデザインのまちづくりでは、「人と人とが互いを尊重し合い、大田区に関わるすべての人でつくるユニバーサルデザインのまち」を目指す。

第2章 新基本方針の考え方

- ・改定にあたっては、「障害の社会モデル（※1）」「合理的配慮（※2）」「当事者参画（※3）」の視点を取り入れる。
- ・「障害の社会モデル」の考え方に基づくと、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁（バリア）の相互作用によって創り出されていると捉えられる。ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるうえでは、社会の責務として社会的障壁（バリア）を取り除くことに取り組む。
- ・一方、社会的障壁（バリア）の除去ですべての困難や生きづらさが解消できないことにも留意し、当事者本人を尊重した取り組みにも配慮する。
- ・また、「障害の社会モデル」「合理的配慮」について、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるうえでの基本的な視点として、各施策を通じて大田区に関わるすべての人に周知、普及し、理解を深める取り組みが重要である。

※1 障害の社会モデル

- ・「障害の社会モデル」とは、『「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画抜粋）』という考え方。
- ・「障害の社会モデル」においては、4つのバリア（①物理的なバリア、②文化・情報面でのバリア、③制度的なバリア、④意識上のバリア）を取り除くことが重要である。
- ・「障害の社会モデル」の対象者は、障害者に限らない。
- ・改定に当たり「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、実態調査で現状や課題を把握したうえで改定する。

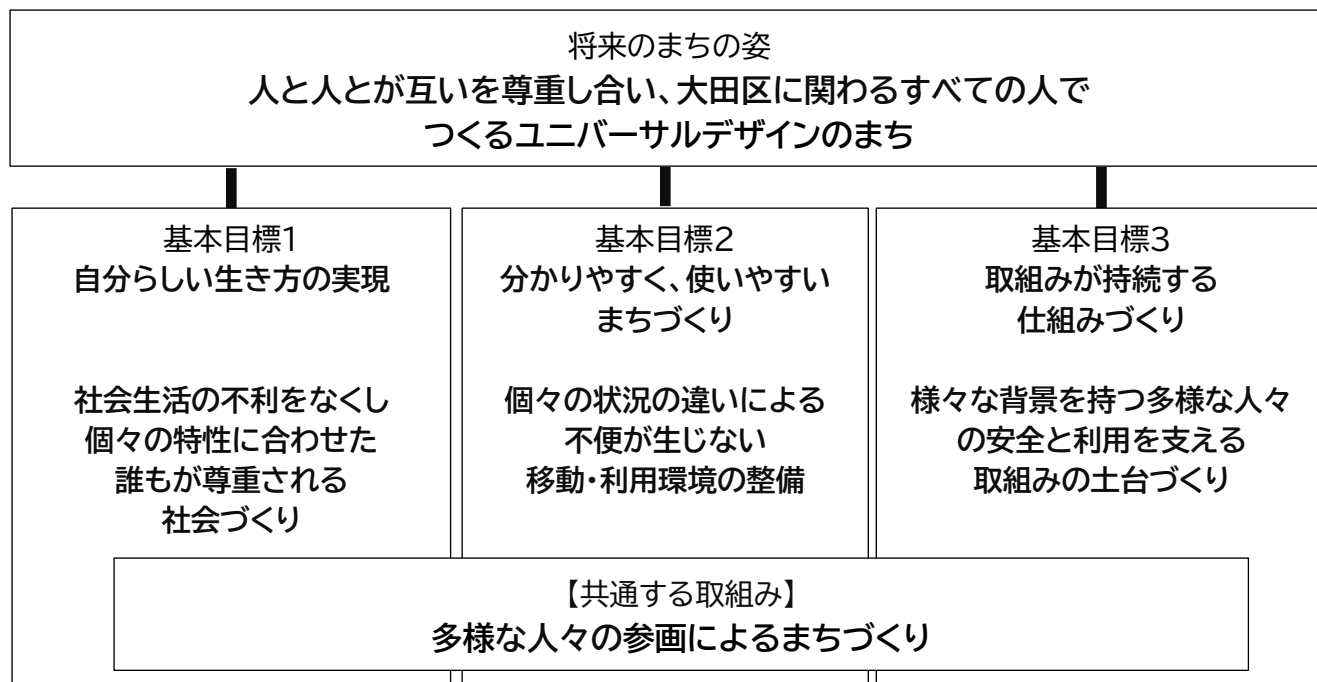
※2 合理的配慮

- ・合理的配慮とは、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人からの意思の表明が困難な場合には、障がいのある人の家族、支援者・介助者等が本人のコミュニケーションを支援して行うものも含む）があった場合に、その実施を行うにあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。
- ・合理的配慮の提供の方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも、「建設的対話」を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応することが重要。
- ・なお「建設的対話」とは、障がいのある人や、その家族などからあった申出の内容と、その申出に対して過重な負担のない範囲でできる対応について、障がいのある人と事業者等が持っている情報や意見を伝え合いながら歩み寄り、現状をより良くしていこうと対話を重ね、解決策を見出していくための、やりとりのこと。

※3 当事者参画

- ・ユニバーサルデザインのまちを実現するには、多様な区民の参画によるまちづくりが必要である。そのため、当事者の参画の機会を実現する「参画のプロセス」が重要。

第3章 新基本方針の体系図

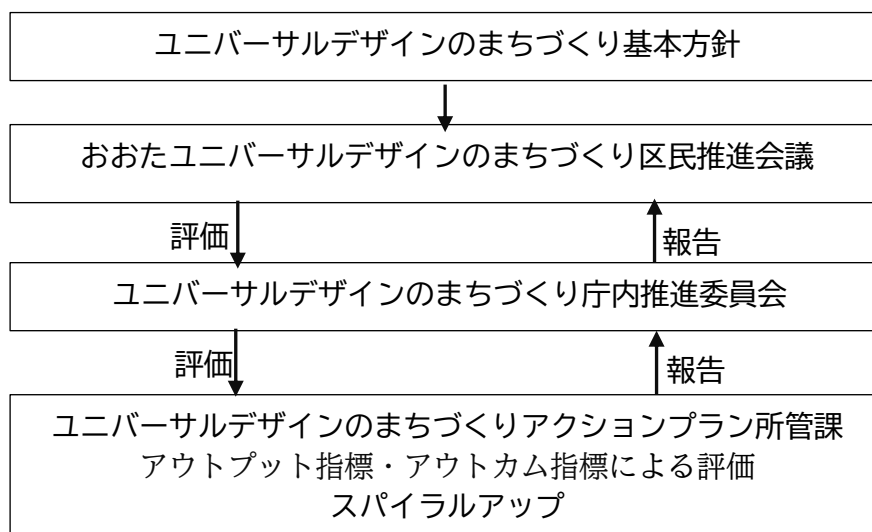


第4章 評価指標・スパイラルアップ

- ・アウトプット指標は事業ごとに設定する。
- ・アウトカム指標（区民から見た効果把握）を検討する。
- ・評価時期は「計画時点の評価・検討」＋「事後の評価」を組合わせる。
- ・評価結果を各事業のスパイラルアップに活用する。

第5章 推進の仕組み

- ・新基本方針を推進する仕組みは、原則、現行の仕組みを継承する。



3 新基本方針とアクションプラン Ver.3.1 の構成（案）

- ・ 今後は骨子に添って「新基本方針」と「アクションプラン Ver.3.1」を以下のように策定する。

3-1 新基本方針の構成（案）

はじめに

第1章 大田区 ユニバーサルデザインのまちづくりの現状把握と評価

（1）大田区 ユニバーサルデザインのまちづくりの成果

（2）ユニバーサルデザインのまちづくりに係る大田区民の意向

令和7年度 大田区ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査結果より

第2章 大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり新基本方針の考え方

第3章 大田区 ユニバーサルデザインのまちづくり新基本方針

第4章 実現化に向けて／評価指標・スパイラルアップ

第5章 推進の仕組み

3-2 アクションプラン Ver.3.1 の構成（案）

1. ユニバーサルデザインのまちづくり新基本方針

2. 実現化に向けて／評価指標・スパイラルアップ

3. 推進の仕組み

4. アクションプラン項目・施策の体系（Ver.3のP11 参照）

5. 基本目標1

「自分らしい生き方の実現」に係るアクションプラン項目・施策・事業・取組内容

6. 基本目標2

「分かりやすく、使いやすいまちづくり」に係るアクションプラン項目・施策・事業・取組内容

7. 基本目標2

「取組みが持続する仕組みづくり」に係るアクションプラン項目・施策・事業・取組内容

＊5～7の共通する取組み：多様な人々の参画によるまちづくり

8. 実現化に向けて／評価指標・スパイラルアップ